

主な改正点は、次のとおりです。

1 【公的年金等の源泉徴収票】の変更

(所得税法施行規則 別表第六(三)、平成23年1月1日施行)

「公的年金等の源泉徴収票」の「障害者の数」の項の「特別」の欄には、控除対象配偶者又は扶養親族である特別障害者の数を記載し、当該特別障害者のうちに法第85条第2項に規定する同居特別障害者があるときは、当該同居特別障害者の数を内書することとされました。

⇒ 同居特別障害者の数に係るレコードが1行追加になりました。

2 【金地金等の譲渡の対価の支払調書】の新設

(所得税法施行規則 別表第五(三十二)、平成24年1月1日施行)

居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者に対して、金地金等の譲渡の対価(200万円以下を除く。)の支払をする者(金地金等の売買を業として行う者に限る。)は、その支払金額等を記載した支払調書を所轄税務署長に提出しなければならないこととされました。

⇒ 支払調書の新設に伴い、レコードが新設されました。

3 【生命保険契約等の年金の支払調書】の変更

(所得税法施行規則 別表第五(十二)、平成25年1月1日施行)

【損害保険契約等の年金の支払調書】の変更

(所得税法施行規則 別表第五(十四)、平成25年1月1日施行)

相続又は贈与等に係る保険年金(一定の基準に該当するものに限る。)に対する源泉徴収については平成25年1月1日から廃止されることに伴い、相続等保険年金に対する支払調書については提出省略基準を撤廃するとともに相続等に関する内容を記載事項に追加されました。

⇒ 平成25年1月1日以後に支払の確定する年金について使用するレコードが新設されました。